

議案第256号

大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例（昭和63年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「ときは」を「ときは、当該自転車等を撤去した日及び保管した場所その他市規則で定める事項を、当該自転車等が放置されていた場所又はその付近に掲示する方法により公示するとともに」に改め、同条第2項中「、前項の規定により必要な措置を講じたにもかかわらず」を削り、「市長が定める期間の経過後」を「前項の規定による公示の日から起算して市規則で定める期間を経過した後」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年5月2日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

放置された自転車等を撤去し、保管したときの公示に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例（抄）

（保管自転車等の返還等）

第11条 市長は、前条第2項又は第3項の規定により自転車等を撤去し、保管したときは、**当該**自転車等を撤去した日及び保管した場所その他市規則で定める事項を、**当該**自転車等が放置されていた場所又はその付近に掲示する方法により公示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により必要な措置を講じたにもかかわらず、保管している自転車等について、市長が 定める期間の経過後 においても利
前項の規定による公示の日から起算して市規則で を経過した後
用者等から返還の請求がないときは、当該自転車等を処分することができる。